

居宅介護サービス費等の額の特例にかかる取扱要領

1 趣旨

この要領は、介護保険法第 50 条に規定する居宅介護サービス費等の額の特例及び第 60 条に規定する介護予防サービス費等の額の特例（以下「特例」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

2 特例の定義

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生労働省令第 36 号。以下「省令」という。）第 83 条第 1 項及び第 97 条第 1 項に規定する特例の定義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 「その他これらに類する災害」とは、落雷等の天災をいう。なお、「火災」とは、故意又は重大な過失による場合を除く。
- (2) 「長期間入院」とは、疾病又は負傷により継続して 3 か月以上の入院であること。
- (3) 「事業又は業務の休廃止」とは、所得税法に定める不動産所得、事業所得、給与所得、山林所得又は雑所得の起因となる事業又は業務について、休業、廃業、倒産等により休廃止の状態であること。

3 証明書類

加古川市介護保険規則（平成 12 年規則第 4 号。以下「規則」という。）第 3 条に規定する申請を行う場合は、次の表の左欄に掲げる特別の事情の区分ごとに、右欄に掲げる証明書類をあわせて提出することとする。

特別の事情	証明書類
震災、風水害、火災その他これらに類する災害	消防署又は警察署等が発行する被害程度を確認できる証明書
死亡又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院	源泉徴収票等収入の減少を証明する書類、医師の診断書（ただし、死亡については住民基本台帳による。）又は身体障害者手帳等
生計を主として維持する者の事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等	給与収入の場合は雇用保険受給資格者証（支給終了となっていないもの）、事業の休廃止の場合は廃業届、売上激減の場合は直近の事業収支内訳書
生計を主として維持する者の農作物の不作、不漁その他これに類する理由	収入の減少を証明する書類、共済が発行する給付明細書等

4 特例の基準

特例は、次の表の対象者区分の欄に該当する者のうち、必要と認められる者に対し、同表の対象者区分にそれぞれ対応する給付割合とする。また、特別の事情の二以上に該当する場合であっても、いずれかの一つを適用して特例の取扱いを行うものとする。なお、規則第 3 条に定める申請ができる期間は、特別の事情の発生した日から 6 月を経過する日までとし、特例を承認した場合の適用期間は、当該事情の発生した日の属する月の翌月 1 日から 1 年を経過する日までとする。

別表

特別の事情の区分	給付割合
省令第83条第1項第1号又は省令第97条第1項第1号に該当する場合で、住宅、家財又はその他の財産の損害の割合が10分の5以上のとき。	100分の100
省令第83条第1項第2号から第4号まで又は省令第97条第1項第2号から第4号までに該当する場合で、理由発生の日以後1年間の合計所得金額の見込額が、保険料の賦課の基礎となった年分の合計所得金額と比較して10分の5以上減少すると認められるとき。	100分の95（法50条第2項又は法第60条第2項の規定による認定を受けた被保険者にあつては100分の90、法第50条第3項又は法第60条第3項の規定による認定を受けた被保険者にあつては100分の85）

5 特例の手続き

特例にかかる手続きについては、次の各号に定めるものとする。

- (1) 規則第3条に規定する申請は、居宅介護サービス費等の額の特例申請書（様式第1号）を市に提出することによるものとする。
- (2) 特例の承認は、申請書に記載された申請内容及び事由を証明する添付書類等を審査し、課長決裁で行うこととする。
- (3) 申請書の提出があった場合において、承認をしたときは、適用期間その他必要な事項を書面により当該申請者に通知するとともに、居宅介護サービス費等の額の特例承認通知書を期限を定めて交付するものとする。また、承認事由が消滅した場合には、事由確認後直ちに特例承認取消通知書を送付する。なお、偽りの申請その他の不正行為により特例を受けたときは、適用当初に遡って取り消し、特例にかかる給付額を返還させるものとする。

附 則

この要領は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月23日から施行する。